

令和5年(2023年)3月31日

出納局 会計課

消防団員報酬についての源泉徴収票の記載誤りについて

消防団員報酬についての源泉徴収票の記載を誤り、消防団員に誤って交付する事案が発生しました。消防団員の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。つきましては、本件に関する状況や対応等について、下記のとおりお知らせいたします。

概要	消防団員報酬の源泉徴収票は、実際の支払額から5万円の非課税対象額を除いた金額を記載する必要がありますが、市内の消防団員より源泉徴収票の発行について問い合わせがあり確認を行っているなかで、平成27年分から令和4年分までの期間、非課税対象額を含めた金額を記載していたことが確認されました。これによって、所得税の源泉徴収税額に誤りはありませんでしたが、支払金額の誤記載により住民税等を多く納付していただいている消防団員もおられることから、税額等の修正が必要となります。
判明日	令和5年3月15日
発生日	平成28年1月から令和5年1月
対象者	94人
件数	244件
対応	税法における減額の期間制限が5年間であるため、平成29年分から令和4年分について「源泉徴収票」を修正し、該当の消防団員の方に再発送するとともに、「給与支払報告書(個人別明細書)」を関係市町に再提出し住民税額等の修正と還付を行います。(住民税等の還付額は5年分概算で約700,000円。また、期間制限により還付できない税額等は概算で約250,000円)市では、消防団役員会議において説明を行うとともに、対象者に対し文書等による説明を行う予定です。
担当課	出納局会計課
要因	源泉徴収票作成に使用しているシステムが変更となった平成27年度から事務処理手順が変更となり入力漏れが発生し、以降同様の手順で事務処理を行ってきたのが要因です。
再発防止策	今後は、源泉徴収票作成事務の十分な確認を行い、誤記載が生じないよう再発防止の徹底に努めます。

■問い合わせ

担当課名:会計課

電話:0748-71-2339 FAX:0748-71-2355